

平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	19	府 省 庁 名 内閣府政策統括官（防災担当）	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	熊本地震による被害等を踏まえた所要の税制上の措置		
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>熊本地震による被害、復旧・復興の状況等を踏まえ、所要の税制上の措置を検討する。</p> <p>・ 特例措置の内容</p>		
関係条文			
減収見込額	初年度] 精査中 (-)	[平年度] 精査中 (-)	[改正増減収額] - (単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 所要の税制上の措置を講じて、被災農林漁業者が一日も早く経営再開し、被災地の復興を進める。</p> <p>(2) 施策の必要性 熊本地震による農林水産被害は、熊本、大分を中心に九州7県で発生し、現段階で被害金額は、1,491億2千万円となっている。 地震発生後、農林水産省では、5月9日と18日に、被災された農林漁業者の速やかな経営再開に向けた支援策を公表し、この支援対策を実行に移すため、これまで4回の、予備費使用の閣議決定を行い、農林水産関係では合計で170億4千万円を措置している。今後必要となる経費については、28年度第2次補正予算において、年度末までに必要な予算を盛り込んでいる。 被災農林漁業者が一日も早く経営再開し、被災地の復興を進めるためには、予算上の措置のみならず、税制上の所要の措置を講じていく必要がある。</p> <p>—</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—
	ページ	19—2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>—</p>
<p>—</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>—</p>